デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス 供給契約に関する EU 指令のドイツ国内法化草案

永 岩 慧 子

はじめに

ドイツでは、2021年1月13日に「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給の契約法上の一定の側面に関する指令の国内法化草案」が公表された。これは、欧州連合(EU)が2019年5月20日に採択した「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令」(EU 2019/770)を国内法化するものである。本草案は、2021年3月17日に連邦議会に提出され、2021年5月現在も審議が行われている。指令が定める国内法化の期限に従い、本草案は、2021年7月1日までの成立、2022年1月1日からの施行が予定されている。

本資料は、草案のうち条文の変更に関する箇所を訳出し、紹介するものである。訳出を試みるにあたっては、本草案が EU 指令を国内法化するものであり、

- (1) Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Richtlinie über bestimmte vertragsrechtliche Aspekte der Bereitstellung digitaler Inhalte und digitaler Dienstleistungen, BR-Drucksache 60/21. なお、2020年11月3日に参事官草案が公表されており、若干の修正を経て本草案が公表された。
- (2) BT-Drucksache 19/27653. また、連邦議会提出前の連邦参議院の勧告について BR-Drucksache 60/1/21、連邦参議院の態度表明について BR-Drucksache 60/21 (B) を参照.
- (3) 草案公表に至るまでのドイツの議論については、芦野訓和「ドイツ法からみた デジタル・コンテンツ= デジタル・サービス指令」Law & technology 89号 (2020年) 87頁以下を参照。
- (4) BT-Drucksache 19/27653, S.5から S.20まで。
- (5) なお、本研究は、消費者庁国際消費者政策研究センターのプロジェクトである 「デジタル社会における消費者法制の比較法研究(国際共同研究)」の一部であり、

また、これまでのドイツ民法上馴染みのない用語の使用も多数みられることに留意し、本資料では草案の内容の把握に資することを第一の目的とした。必要と思われる用語については、日本語訳に原語を併記することとする。

I 民法の変更

- 1. 目次を次のように変更する:
- a) 第2編第3章第2節の後に第2a節を追加する:

第 2a 節:デジタル製品 digitale Produkte に関する契約

第1款 デジタル製品に関する消費者契約

第2款 事業者間のデジタル製品に関する契約についての特別な規定

- b) 第2編第8章第5節第3款を次のように変更する:
- 第3款 その他の物及びデジタル製品に関する使用賃貸借関係
- 2. 第312条第1項を次の第1項及び第1a項に置き換える:
- (1) この款の第1目及び第2目の規定は、消費者が代金 Preis の支払義務を負 う消費者契約に適用する。
- (1a) この款の第1目及び第2目の規定は、消費者が事業者に個人データを供給し、又は供給について義務を負う消費者契約にも適用する。ただし、事業者が、消費者から供給された個人データを自己の給付義務又は事業者が服する法的な要求事項を履行するためのみに処理し、かつ、その他の目的のために処理しない場

共同研究者より多くのご助言をいただいた。特に、専修大学の芦野訓和教授には貴重なご教示をいただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

- (6) EU 指令の日本語訳として、カライスコスアントニオス=寺川永=馬場圭太(訳)「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令(Directive (EU) 2019/770)」ノモス45号(2019年)121 頁以下を参照した。また、本指令(EU 2019/770)とともに採択された物品売買指令(EU 2019/771)のドイツ国内法化の検討として、古谷貴之「ドイツにおけるEU 物品売買指令の国内法化」産大法学55巻1号(2021年)93頁以下を参照した。
- (7) 条文中の括弧と区別するため、「()」等の記号は用いないこととした。
- (8) Produkte という用語は、製造物責任法(Produkthaftungsgesetzes)においては「製造物」と訳出されるが、本草案では、デジタル・コンテンツとデジタル・サービスのいずれも含む意味で用いられていることを鑑み、「製品」の訳語を当てることとした。

合については、この限りでない。

- 3. 第312f条第3項について、第1号柱書の文言「有体の記録媒体上に存在しないデータであって、デジタル形式で作成され、利用に供されるもの(デジタル・コンテンツ)の供給」を「有体の記録媒体上に供給されるのではないデジタル・コンテンツ(第327条第2項第1文)」に置き換える。
- 4. 第327条を次の第2a節に置き換える:

第2a 節 デジタル製品に関する契約

第1款 デジタル製品に関する消費者契約

第327条 適用範囲

- (1) この款の規定は、代金の支払いに対して行われる、事業者によるデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービス(デジタル製品 digitale Produkte)の供給を目的とする消費者契約に適用する。この款の意味における代金には、価値のデジタル的な表象 digitale Darstellung eines Werts も含む。
- (2) デジタル・コンテンツとは、デジタル形式で作成され、かつ供給されるデータをいう。デジタル・サービスは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 1. デジタル形式でデータを作成 Erstellung、処理 Verarbeitung 若しくは記録 すること Speicherung、又はそのようなデータにアクセスする Zugang ことを消費者に可能とするサービス
- 2. 消費者又はそのサービスの他の利用者がデジタル形式でアップロード若しく は作成したデータの共有 gemeinsame Nutzung、又はそのデータとのその他の相 互作用 Interaktionen を消費者に可能とするサービス
- (3) この款の規定は、消費者が事業者に個人データを供給し、又は供給について義務を負うデジタル製品の供給に関する消費者契約にも適用する。ただし、第312条第1a項第2文の要件を満たすときは、この限りでない。
- (4) この款の規定は、消費者の仕様書 Spezifikation に従って開発されたデジタル製品を目的とする消費者契約にも適用する。
- (5) この款の規定は、第327b条及び第327c条の規定を除き、専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体のデータ記録媒体の供給を目的とする消費者契約にも適用する。
- (6) この款の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない:
- 1. 事業者が、サービスの成果の作成、又は消費者へのその引渡し若しくは送信のためにデジタルの形式又は手段を用いるのかどうかにかかわらず、デジタル・サービス以外のサービスに関する契約

- 76
- 2. [指令 (EU) 2018/1972 第 2 条第 7 号を移転した規定] の意味における番号 非依存の人間相互間通信サービスを除く、[指令 (EU) 2018/1972 (ABL L 321 vom 17.12.2018, S. 36) 第 2 条第 4 号を移転した規定] の意味における電子通信 サービスに関する契約
- 3. 第630a 条による医療契約
- 4. 金銭的価値を賭けることを内容とする賭博サービスに関する契約であり、サービスの受け手の個別の要求に応じて、電子的手段又はその他の通信技術の利用のもとで供給されるもの
- 5. 金融サービスに関する契約
- 6. 消費者が代金を支払わず、事業者が、フリーかつオープンソースのライセンスの範囲で提供するソフトウェアの供給に関する契約であり、消費者から供給された個人データが、事業者が提供するソフトウェアの安全性 Sicherheit、互換性 Kompatibilität 又は相互運用性 Interoperabilität を改善することのみを目的として事業者によって処理されるもの
- 7. デジタル・コンテンツを、信号送信 Signalübermittlung によるのとは異なる方法で、上映 Darbietung 及びイベント Veranstaltung の一環として公衆に利用可能なものとする場合のデジタル・コンテンツの供給に関する契約
- 8. 2015年7月8日の法律(BGBl. I S. 1162)の第1条により変更された、2006年12月13日の情報再利用法(BGBl. I S. 2913)の意味における情報の供給に関する契約

第327a条 バンドル契約及びデジタル要素を伴う物品に関する契約への適用

- (1) この款の規定は、同一の契約当事者間の契約において、デジタル製品の供給と並んで他の物品又は役務の供給を目的とする消費者契約にも適用する(バンドル契約 Paketvertrag)。ただし、次に別段の定めがない限り、この款の規定は、バンドル契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。
- (2) この款の規定は、デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品に関する消費者契約にも適用する。ただし、次に別段の定めがない限り、この款の規定は、契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。
- (3) 前項は、デジタル製品がなければ物品がその機能を果たすことができないような方法で、デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品(デジタル要素を伴う物品 Sachen mit digitalen Elementen)の売買契約には、適用しない。デジタル要素を伴う物品の売買の場合に、疑わしいときは、売主の義務は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給を包含するものと推定する。

第327b 条 デジタル製品の供給

- (1) 事業者が第327条又は第327a条に基づく消費者契約により消費者にデジタ ル製品を供給する義務を負う場合において、事業者による給付時期の決定並びに 供給の手段 Art 及び方法 Weise については、以下の規定を適用する。
- (2) 契約当事者がデジタル製品の供給についての時期を合意した場合を除き、 前項により、消費者は、契約締結後不当に遅延することなく供給を求めることが でき、事業者は、直ちに履行をすることができる。
- (3) デジタル・コンテンツ又はデジタル・コンテンツにアクセスし、若しくは これをダウンロードするために適切な手段 Mittel が、消費者に直接、又はその ために消費者が指定した設備 Einrichtung によって、使用又はアクセスできるよ うになった時、デジタル・コンテンツは、供給されたものとみなす。
- (4) デジタル・サービスが、消費者に直接、又はそのために消費者が選択した 設備によってアクセスできるようになった時、デジタル・サービスは、供給され たものとみなす。
- (5) 事業者が、契約により連続する個別の供給について義務を負う場合におい ては、第2項から前項までの規定は、その一連の範囲内で各個別の供給に適用す る。事業者が、契約により、一定の期間連続した供給(継続的供給 dauerhafte Bereitstellung) について義務を負う場合においては、第2項から前項までの規 定は、すべての合意された供給期間(供給期間 Bereitstellungszeitraum)に適用 する。
- (6) 第1項から第4項までの規定に従って供給されたことについての証明責任 は、第363条の規定にかかわらず、事業者が負う。

第327c条 不供給の場合の権利

- (1) 事業者が、消費者の催告 Aufforderung に対して、デジタル製品の供給に ついて自己の負うべき義務を遅延なく履行しない場合は、消費者は、契約を終了 する beenden ことができる。第1文による催告の後に、供給のための別の期間 を明示的にのみ合意することができる。
 - (9) Beendigung は、EU 指令の termination をドイツ語で表現したものであるが、 指令の日本語訳では一般に「解消」とされる。カライスコス=寺川=馬場・前掲注 (6) 156頁参照。他方、ドイツにおいて、Beendigung は、広く「終了」を指す用 語として条文上用いられている。指令国内法化によってここに規定される Beendigung は、契約の終了に関して、解除(Rücktritt)でも解約(Kündigung) でもない新たな概念を示すものであり、ドイツの草案が Beendigung の用語を当て たことを踏まえ、本資料では「終了」とした。

- (2) 前項第1文に従い契約の終了の要件を満たす場合において、消費者は、第280条及び第281条第1項第1文による損害賠償又は第284条の規定による無駄になった費用の賠償を、各規定の要件を満たすときは、請求することができる。第281条第1項第1文は、前項第1文に基づく催告が、相当な期間の設定の位置に代わるという条件のもとで適用する。第283条及び第311a条第2項による消費者の損害賠償請求権の適用を妨げない。
- (3) 第1項第1文及び前項第2文による催告は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には要しない。
- 1. 事業者が供給を拒絶したとき
- 2. 事業者がデジタル製品を供給しないことが、その状況から明白に認識可能であるとき
- 3. 特定の期日又は特定の期間内の供給が消費者にとって重要であることを合意 した、又は契約締結に伴う状況から事業者に明白に認識可能であったにもかかわ らず、事業者が特定の期日又は特定の期間内に供給しないとき

第1文の場合において、第286条に基づく催告は常に要しない。

- (4) 第1項第1文による契約の終了及びその法的効果について、第327o条及び第327p条の規定を準用する。消費者が第2項の場合において、すべての給付に代わる損害賠償を請求した場合も、同様とする。第325条は、この場合について準用する。
- (5) 第218条は、第1項第1文による契約の終了について準用する。
- (6) 消費者は、第1項第1文により契約を終了することができる限りにおいて、供給されないデジタル製品を伴わないバンドル契約のその他の部分に利益を有しない場合は、バンドル契約のすべての要素について契約を解消 lösen することができる。第1文の規定は、その他の部分が [指令(EU)2018/1972 第2条第4号を移転した規定] の意味における電子通信サービスであるバンドル契約については、適用しない。
- (7) 消費者は、第1項第1文により契約を終了することができる限りにおいて、供給されないデジタル製品に起因して物品が通常の使用に適しない場合は、第 327a 条第2項により、契約のすべての要素について契約を解消することができる。

第327d条 デジタル製品の契約適合性

事業者は、第327条又は第327a条に基づく消費者契約によりデジタル製品を供給する義務を負う場合において、事業者は、デジタル製品を、第327e条から第327g条の意味における製品及び権利の瑕疵なく供給しなければならない。

第327e 条 製品の瑕疵

- (1) デジタル製品は、基準となる時期において、この款の規定に従い、主観的 要件、客観的要件及び統合 Integration の要件を満たす場合は、製品の瑕疵がな いものする。基準となる時期は、次に別段の定めがない限り、第327b条による 供給の時点となる。デジタル製品の継続的供給に関する契約の場合においては、 基準となる時期は、供給期間となる。
- (2) デジタル製品は、次の各号に掲げる場合に、主観的要件を満たすものとす る。
- 1. デジタル製品が、
- a) 数量、機能性 Funktionalität、互換性、及び相互運用性の要件を含む、合意 した性状を有するとき。
- b) 契約により予定された使用に適合しているとき。
- 2. 契約で合意したように、付属品 Zubehör、説明書 Anleitung、及びカスタマ ーサービス Kundendienst が供給されているとき。
- 3. 契約で合意したアップデート Aktualisierung が供給されているとき。

機能性とは、デジタル製品が、その目的に合致する機能を果たす能力 Fähigkeit のことをいう。互換性とは、デジタル製品がこれを変換することを要 することなく、同種のデジタル製品が通常使用されているハードウェア又はソフ トウェアで機能する能力のことをいう。相互運用性とは、同種のデジタル製品が 通常使用されているものとは異なるハードウェア又はソフトウェアで機能する能 力のことをいう。

- (3) デジタル製品は、次の各号に掲げる場合に、客観的要件を満たすものとす る。
- 1. 通常の使用に適合しているとき。
- 2. 数量、機能性、互換性、アクセシビリティZugänglichkeit、継続性 Kontinuität 及び安全性を含む、同種のデジタル製品にとって通常とされ、消費者がデ ジタル製品の種類から期待できる性状を備えているとき。
- 3. 事業者が消費者に契約締結前に提示した試用版又はプレビューVoranzeige の性状を満たしているとき。
- 4. 消費者が受領を期待できる付属品及び説明書が供給されているとき。
- 5. 第327f 条に従って消費者にアップデートが供給され、かつ、消費者がその アップデートについて通知されているとき。
- 6. 当事者が別段の合意をした場合を除き、契約締結時において利用可能な最 新版が供給されているとき。
 - 第1文第2号による通常の性状には、事業者若しくは取引連鎖 Vertriebkette

の前段階にいる他の者により、又はこれらの者の依頼のもとで行われた、特に広告又はラベルにおいて示される公的な言明により、消費者が期待できる要求を含むものとする。事業者がこの公的言明を知らず、かつ、知ることができなかった場合、この言明が契約締結時において同一若しくは同等の方法で修正されていた場合、又はこの言明がデジタル製品を入手する決定に影響を与えなかった場合は、適用しない。

- (4) デジタル製品は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、統合についての要件を満たすものとする。
- 1. 統合が適切に行われたとき。
- 2. 確かに統合が不適切に行われたが、それが事業者による不適切な統合によるものでも、事業者が供給した説明書の瑕疵に起因するものでもないとき。

統合とは、デジタル製品がこの款の規定の要件に従って使用できるように、デジタル製品を消費者のデジタル環境のコンポーネント Komponente と接続し Verbindung、かつ、それに組み込むことをいう。デジタル環境とは、消費者がデジタル製品にアクセスし、又はデジタル製品を使用するために用いるすべての種類のハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク接続をいう。

第327f条 アップデート

- (1) 事業者は、消費者に、基準となる期間、デジタル製品の契約適合性の維持のために必要なアップデートを供給し、かつ、消費者にそのアップデートに関して通知を受けることを確保しなければならない。必要なアップデートには、セキュリティアップデートを含む。第1文による基準となる期間は、次の各号に掲げる期間となる。
- 1. デジタル製品の継続的な供給に関する契約の際には、供給期間
- 2. その他のすべての契約については、デジタル製品の種類及び目的に照らし、かつ、契約の状況及び性質を考慮して、消費者が期待できる期間
- (2) 消費者が前項に従って供給されたアップデートを相当の期間内にインストールすることを怠った場合において、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するときは、事業者は、アップデートの欠如のみを原因とする製品の瑕疵について責任を負わない。
- 1. 事業者が、消費者に対してアップデートが利用可能であること及びインストールをしないことから生じる結果を通知したこと。
- 2. 消費者がアップデートをインストールしないこと、又は不適切にインストールした事実が、消費者に供給されたインストールの説明書に瑕疵があることを原因とするものではないこと。

第327g 条 権利の瑕疵

デジタル製品は、消費者が第三者の権利を侵害することなく、第327e条第2 項及び第3項に定める主観的又は客観的要件に従い使用可能である場合は、権利 の瑕疵がないものとする。

第327h条 製品の特徴に関する異なる合意

第327e条第3項第1文第1号から第5号、同項第2文、第327f条第1項及び 第327g 条による客観的要件は、消費者がその契約の表明の提示の前に、デジタ ル製品の特定の特徴が客観的要件と異なることを特に通知され、かつ、その相違 が契約において明示的にかつ個別に合意された場合に限り、逸脱することができ る。

第327i条 瑕疵の場合の消費者の権利

デジタル製品に瑕疵がある場合において、消費者は、各規定の要件を満たすと きは、次の各号に掲げる権利を有する。

- 1. 第3271条に従い追完を請求すること。
- 2. 第327m 条第1項、第2項、第4項及び第5項に従い契約を終了すること、 又は第327n条に従い代金を減額すること。
- 3. 第327m条第3項に従い損害賠償又は無駄になった費用の賠償を請求するこ と。

第327j条 消滅時効

- (1) 第327i条第1号及び第3号に規定する請求権は、2年で消滅時効にかかる。
- (2) 消滅時効は、次の各号に掲げる場合に進行を開始する。
- 1. 継続的な供給の場合においては、供給期間の終了 Ende の時
- 2. その他の場合においては、供給の時
- 第1文第2号の規定にかかわらず、第327f条第1項第3文第2号に基づくアップ デート義務の違反に基づく請求権の消滅時効は、その基準となる期間の経過の時 から進行する。
- (3) 瑕疵が消滅時効期間内に明らかになった場合は、消滅時効は、瑕疵が最初 に明らかになった時から2ヶ月を経過する前には、完成しない。
- (4) 第327i条第2号に規定する権利について、第218条の規定を準用する。

第327k条 証明責任の転換

(1) デジタル製品がその供給から1年以内に第327e条又は第327g条の要件と異

なる状態であることが明らかになったとき、デジタル製品は、供給の時に既に瑕疵があったものと推定する。

- (2) 継続的に供給されるデジタル製品が、その供給の期間内に第327e 条又は第327g 条の要件と異なる状態であることが明らかになったとき、デジタル製品は、これまでの供給期間内に瑕疵があったものと推定する。
- (3) 第1項及び前項による推定は、第4項の規定の適用を妨げることなく、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 1. 消費者のデジタル環境が基準となる時期にデジタル製品の技術的な要件と互換性がなかったとき。
- 2. 消費者が必要かつ可能な協力を行わないことを理由として、事業者が前号の要件に該当するかどうかを確認することができず、かつ、事業者がその確認のために消費者に対して最小の干渉 Eingriff となる手段を用いることを意図していたとき。
- (4) 前項は、事業者が次の各号に掲げるいずれかの事項を消費者に対して契約 締結前に明確かつ理解可能なように通知した場合に限り、適用する。
- 1. 前項第1号の場合においては、デジタル環境についてのデジタル製品の技術的な要件
- 2. 前項第2号に基づく消費者の義務

第3271条 追完

- (1) 消費者が事業者に追完を請求する場合において、事業者は、契約に従った 状態に製作し、かつ、追完の目的のために必要な費用を負担しなければならな い。事業者は、消費者が事業者に瑕疵を通知した時から相当な期間内に、消費者 に著しい不便を与えることなく、追完を行わなければならない。
- (2) 前項による請求権は、追完が第275条第1項により不能であるとき、又は事業者に過分な費用を要するときは、排除される。この場合において、特に、瑕疵のない状態でのデジタル製品の価値及び瑕疵の程度を考慮する。

第327m条 契約の終了及び損害賠償

- (1) デジタル製品に瑕疵がある場合において、消費者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、第327o条に従い契約を終了することができる。
- 1. 第3271条第2項に従って追完請求権が排除されるとき。
- 2. 消費者の追完請求権が第3271条第1項に従って履行されないとき。
- 3. 事業者が追完を試みたにもかかわらず、瑕疵が明らかになったとき。
- 4. 即時の契約終了を正当化するほどに瑕疵が重大であるとき。

- 5. 事業者が、第3271条第1項第2文に規定する追完を拒絶したとき。
- 6. 事業者が、第3271条第1項第2文に規定する追完を行わないことが明らかであるとき。
- (2)前項による契約の終了は、瑕疵が重大でない場合には、排除される。第1 文の規定は、第327条第3項の意味における消費者契約には、適用しない。
- (3) 消費者が、第1項の場合に契約を終了する権利を有するときは、第280条第1項、第283条第1項及び第311a条第2項第1文による給付に代わる損害賠償又は第284条による無駄になった費用の賠償を、各規定の要件を満たすときは、請求することができる。消費者が、すべての給付に代わる損害賠償を請求する場合は、事業者は、第327o条及び第327p条により給付の返還を請求する権利を有する。第325条は、この場合について準用する。
- (4) 消費者は、第1項に従い契約を終了することができる限りにおいて、瑕疵 あるデジタル製品を伴わないバンドル契約のその他の部分に利益を有しない場合は、バンドル契約のすべての要素について契約を解消することができる。第1文の規定は、その他の部分が [指令 (EU) 2018/1972 第2条第4号を移転した規定] の意味における電子通信サービスであるバンドル契約については、適用しない。
- (5) 消費者は、第1項に従い契約を終了することができる限りにおいて、デジタル製品の瑕疵に起因して物品が通常の使用に適しないときは、第327a条第2項により、契約のすべての要素について契約を解消することができる。

第327n 条 減額

- (1) 消費者は、第327m条第1項による契約の終了に代えて、事業者に対する言明 Erklärung により、代金を減額することができる。第327m条第2項第1文の除外理由は、適用しない。第327o条第1項は、この場合について準用する。
- (2)減額に際して、代金は、供給当時に瑕疵のない状態におけるデジタル製品の価値が実際の価値に対し有したであろう割合に応じて、減額する。デジタル製品の継続的な供給についての契約に際して、代金は、瑕疵のある期間について、第1文の適用により、減額する。
- (3)減額は、必要な限りにおいて、査定により確認する。
- (4) 消費者が、減額された代金よりも多く支払った場合、事業者は、超過した額を返還しなければならない。この超過額は、不当に遅延することなく、いかなる場合においても14日以内に返還しなければならない。この期間は、事業者への減額の言明の到達の時から進行する。事業者は、明示的に別段の合意がない限り、返還について消費者が支払いの際に使用したのと同じ支払方法を用いなけれ

ばならず、かつ、消費者に別の支払方法の使用による費用の負担は生じない。事業者は、消費者に対し、超過額の返還のために生じた費用の賠償を請求することはできない。

第3270条 契約の終了の言明及び法的効果

- (1) 契約の終了は、事業者に対して、終了についての消費者の決定 Entschluss を明示した言明をすることによって生じる。第351条は、この場合について準用する。
- (2) 契約の終了の場合において、事業者は、消費者が契約の履行のために給付した支払いを返還しなければならない。事業者が、契約の終了を理由に提供を要しない給付については、合意した代金の支払請求権は消滅する。
- (3) 前項第2文の規定にかかわらず、デジタル製品の継続的な供給に関する契約の場合、事業者の請求権は、既に提供された給付についても消滅するが、デジタル製品に瑕疵があった供給期間に対応する部分に限る。第1文の規定により請求権が消滅した期間に支払われた代金は、消費者に返還しなければならない。
- (4) 第2項及び前項による返還について、第327n条第4項第2文から第5文を 準用する。
- (5) 消費者は、事業者から供給された有体の記録媒体を、契約の終了後14日以内に事業者が請求した場合は、不当に遅延することなく返送する義務を負う。事業者は、返送の費用を負担する。第348条は、この場合について準用する。

第327p条 契約終了後の引き続きの使用

- (1) 消費者は、契約終了後に、デジタル製品を引き続き使用すること、及びそれらを第三者に利用させることはできない。事業者は、消費者による引き続きの使用を妨げる権利を有する。このとき、第3項の適用を妨げない。
- (2) 事業者は、事業者が供給したデジタル製品の使用に際して消費者が供給又は作成した個人データ以外のコンテンツを、契約終了後引き続き使用することはできない。第1文の規定は、コンテンツが次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 1. 事業者が供給したデジタル製品のコンテキスト Kontextes の外において使用できないとき。
- 2. 事業者が供給したデジタル製品の使用についてのみ消費者に関連するものであるとき。
- 3. 事業者によって他のデータとともに集約されたものであり、分離できない又は過分な費用によってのみ分離可能であるとき。

- 4. 消費者と他の者により共同で製作され、かつ、他の消費者がそのコンテンツ を継続的に利用することができるとき。
- (3) 事業者は、消費者の請求に対し、前項第1文に従いコンテンツを消費者に 供給しなければならない。前項第2文第1号から第3号によるコンテンツについ ては、この限りでない。コンテンツは、事業者による妨害 Behinderung なしに、 相当な期間内に、一般に用いられ、機械で読み取り可能な形式で、無償で消費者 に供給しなければならない。

第327g条 消費者のデータ保護法上の言明の契約法上の効果

- (1) 契約締結後において、消費者のデータ保護法上の該当する権利の行使及び データ保護法上の言明の提示は、契約の効力 Wirksamkeit に影響しない。
- (2)消費者がデータ保護法上の同意を撤回した場合、又は個人データのさらな る処理に異議を唱えた場合において、事業者は、引き続き許容されるデータ処理 の範囲及び双方の利益を考慮して、合意した契約の終了 Vertragsende まで、又 は法律上若しくは契約上の解約告知期間の経過までの契約関係の継続を期待する ことができないときは、デジタル製品の連続する個別の供給又はデジタル製品の 継続的な供給について義務を負っている契約を、解約告知期間を遵守することな く解約告知することができる。
- (3) データ保護権の行使又はデータ保護法上の言明の提示により許容されるデ ータ処理の制限による消費者に対する事業者の賠償請求権は、排除される。

第327r条 デジタル製品の変更

- (1)継続的な供給に際し、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するときは、 事業者は、第327e条第2項、同条第3項、及び第327f条による契約適合性の維 持に必要な範囲を超えてデジタル製品の変更を行うことができる。
- 1. 契約が正当な理由とともに変更の可能性を定めていること。
- 2. 消費者に変更による追加費用が生じないこと。
- 3. 消費者に変更に関して明確かつ理解可能なように通知したこと。
- (2) デジタル製品への消費者のアクセス可能性又は消費者のデジタル製品の使 用可能性を侵害するデジタル製品の変更は、事業者が消費者に変更時より前の相 当な期間内に、持続的記録媒体を用いて通知したときに限り、行うことができ る。この通知は、次の各号に掲げるすべての言明を有していなければならない:
- 1. 変更の特徴と時期
- 2. 第3項及び第4項による消費者の権利
- (3) デジタル製品の変更が前項第1文の意味におけるアクセス可能性又は使用

可能性を侵害する場合は、消費者は、30日以内に費用を負担することなく契約を終了することができる。この期間は、前項による通知の到達の時から進行する。通知の到達後に変更したときは、変更の時が通知の到達の時に代わる。第1文は、アクセス可能性又は使用可能性の侵害が重大でないときは、適用しない。

- (4) 前項第1文に基づく契約の終了は、消費者が追加費用を負担することなく、変更のないデジタル製品のアクセス可能性又は使用可能性を維持している場合には、排除される。第327d条の適用を妨げない。
- (5)消費者が、第3項第1文に基づき契約を終了する場合は、第327o条及び第327p条を準用する。第327m条第3項による消費者の請求権の適用を妨げない。
- (6) 第1項から前項は、バンドル契約について、他の部分がバンドルの範囲において [指令2018/1972 第107条を移転した規定] の意味におけるインターネットアクセスサービス又は番号に制約された人間相互間通信サービスの供給を目的としている場合には、適用しない。

第327s 条 異なる合意

- (1) この款の規定を消費者の不利に逸脱する合意は、デジタル製品の不供給又は瑕疵に関して消費者が事業者に通知した後に合意する場合を除き、行うことができない。
- (2) この款の規定を消費者の不利に逸脱するデジタル製品の変更に関する合意は、第327r条によるデジタル製品の変更に関する消費者の通知後に合意する場合を除き、行うことができない。
- (3) この款の規定は、他の形式によって回避されるときにおいても適用する。
- (4) 第1項及び第2項は、損害賠償請求権の排除又は制限については、適用しない。
- (5) 第327h 条の適用を妨げない。

第2款 事業者間のデジタル製品に関する契約についての特別な規定 第327t条 適用範囲

この款の規定は、第327条及び第327a条に従い第1款の適用範囲に含まれる消費者契約によりデジタル製品の供給を行う事業者間の契約について、補充的に適用する。

第327u条 事業者の求償権(Rückgriff)

(1) 事業者は、デジタル製品の供給について義務を負う事業者(取引パートナーVertriebspartner)に対して、取引パートナーが供給すべきデジタル製品の不

供給に起因して、自己が消費者との関係において第327c条第1項第1文による 消費者の請求の履行のために負担した費用の賠償を請求することができる。消費 者が事業者に対して主張することができる瑕疵が、取引パートナーによる供給の 際に既に存在していたとき、又は取引パートナーに起因する第327f条第1項に 基づく事業者のアップデート義務の違反が存在するときは、第3271条第1項によ り事業者が負担すべき費用についても、同様とする。

- (2) 前項による費用賠償請求権は、6ヶ月で消滅時効にかかる。消滅時効は、 事業者が第327c条第1項第1文又は第327l条第1項による消費者の請求を履行 した時から進行する。
- (3) 第327k条第1項及び第2項は、消費者に供給した時から期間が進行すると いう基準のもとで準用する。
- (4) 取引パートナーは、第1項で示される費用賠償請求権の主張の前に、第1 項から前項までの規定に相違し、事業者の不利となる合意を行うことができな い。第1文は、第1項から前項が、他の形式によって回避されるときにおいても 適用する。
- (5) 商法第377条の適用を妨げない。
- (6) 前項までの規定は、債務者が事業者である場合に、取引連鎖において供給 義務を負う契約の相手方に対して取引パートナー及びその他の契約の相手方が有 する請求権について、準用する。
- 5. 第445b 条の後に次の第445c 条を追加する:

第445c条 デジタル製品の求僧権

供給の連鎖 Lieferkette における最終の契約が第327条及び第327a 項によるデ ジタル製品の供給に関する消費者契約である場合においては、第445a条、第 445b 条及び第478条は、適用しない。第1文の規定により適用されない規定は、 第3章第2a節第2款の規定がこれに代わる。

- 6. 第453条は、次のように変更する:
- a) 見出しに、セミコロンと「デジタル・コンテンツの売買に関する消費者契約 | という文を追加する。
- b) 第1項に、次の文を追加する:

事業者によるデジタル・コンテンツの売買に関する消費者契約については、次の 各号に掲げる規定は、適用しない:

1. 売買目的物の引渡し及び履行の時期に関する第433条第1項第1文及び第475 条第1項

- 2. 瑕疵の場合の権利に関する第433条第1項第2文、第434条から第442条、第 475条第3項第1文、同条第4項から第6項、第476条及び第477条
- 第1文により適用されない規定は、第3章第2a節第1款の規定がこれに代わる。
- 7. 第475条の後に次の第475a 条を追加する:

第475a 条 デジタル製品に関する消費用動産売買契約

- (1) 専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体の記録媒体を目 的物とする消費用動産売買契約については、瑕疵の場合の権利に関する第433条 第1項第2文、第434条から第442条、第475条第3項第1文、同条第4項から第 6項、第475b条から第475e条、第476条及び第477条は、適用しない。第1文に より適用されない規定は、第3章第2a節第1款の規定がこれに代わる。
- (2) デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品に関する消費 用動産売買契約で、その物品がデジタル製品なしにその機能を果たすことができ るものについて、契約のうちデジタル製品に関する要素には次の各号に掲げる規 定は、適用しない:
- 1. 売買の目的物の引渡し及び履行の時期に関する第433条第1項第1文及び第 475条第1項
- 2. 瑕疵の場合の権利に関する第433条第1項第2文、第434条から第442条、第 475条第3項第1文、同条第4項から第6項、第475b条から第475e条、第476条 及び第477条
- 第1文により適用されない規定は、第3章第2a節第1款の規定がこれに代わる。
- 8. 第516条の後に次の第516a 条を追加する:

第516a条 デジタル製品の贈与に関する消費者契約

- (1) 事業者が消費者に、
- 1. デジタル製品又は
- 2. 専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体の記録媒体 を贈与し、かつ、消費者が事業者に第327条第3項の規定に従い個人データを供 給し、又は供給について義務を負う消費者契約について、権利又は物の瑕疵に対 する贈与者の責任に関する第523条及び第524条は、適用しない。第1文により適 用されない規定は、第3章第2a節の規定がこれに代わる。
- (2) 事業者が消費者に、デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続され た物品を贈与する消費者契約について、前項による適用除外は、契約のうちデジ タル製品に関する要素のみに適用する。

9. 第548条の後に次の第548a 条を追加する:

第548a 条 デジタル製品の使用賃貸借

物の使用賃貸借に関する規定は、デジタル製品の使用賃貸借について準用す る。

10. 第2編第8章第5節第3款の見出しは、次のように変更する:

第3款 その他の物及びデジタル製品に関する使用賃貸借関係

11. 第578a 条の後に次の第578b 条を追加する:

第578b条 デジタル製品の使用賃貸借に関する契約

- (1) 事業者がデジタル製品を使用賃貸する義務を負う消費者契約について、次 の各号に掲げる規定は、適用しない:
- 1. 瑕疵の場合の権利に関する第535条第1項第2文及び第536条から第536d条
- 2. 不供給の場合の権利に関する第543条第2項第1文第1号及び同条第4項 第1文により適用されない規定は、第3章第2a節の規定がこれに代わる。第 1 文第2 号による適用除外は、契約が専らデジタル・コンテンツの運搬方法とし て機能する有体の記録媒体の供給を目的とするときは、適用しない。
- (2)消費者が、前項による消費者契約をデジタル製品の不供給(第327c条)、 瑕疵(第327m条)又は変更(第327r条第3項及び第4項)を理由に終了する場 合においては、第546条から第548条は、適用しない。第1文により適用されない 規定は、第3章第2a節の規定がこれに代わる。
- (3) 事業者がデジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品を使 用賃貸する義務を負う消費者契約について、第1項及び第2項による適用除外 は、契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。
- (4) 第1項又は第3項による消費者契約に基づくデジタル製品の供給に関する 事業者間の契約においては、第3271条により消費者に対する関係において負担 しなければならなかった費用の賠償について、取引パートナーに対する事業者の 賠償請求権に関する第536a条第2項は、適用しない。第1文により適用されな い第536a条第2項は、第3章第2a節第2款の規定がこれに代わる。
- 12. 第580a 条第3項は、次のように変更する:
- a) 第1号柱書において、「動産」の文言の後に、「又はデジタル製品」を追加す る。
- b) 次の文を追加する:

デジタル製品に関する消費者契約の終了に関する規定の適用を妨げない。

- 13. 第620条に次の第4項を追加する:
- (4) デジタル・サービスに関する消費者契約は、第327c条、第327m条、第327r条第3項及び第4項の規定に従い終了することができる。
- 14. 第650条は、次のように変更する:
- a) 見出しは、次のように変更する:

第650条 製作物供給契約;デジタル製品の製作に関する消費者契約

- b) 本文は、第1項とする。
- c) 次の第2項から第4項を追加する:
- (2) 事業者が、
- 1. デジタル・コンテンツの製作
- 2. デジタル・サービスによってもたらされる仕事 又は
- 3. 専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体の記録媒体の製作について義務を負う消費者契約について、瑕疵の場合の権利に関する第633条から第639条及び引取りに関する第640条の規定は、適用しない。第1文により適用されない規定は、第3章第2a節の規定がこれに代わる。第641条、第644条及び第645条は、デジタル製品の供給(第327b条第3項から第5項)が引取りの位置に代わるという条件のもとで適用する。
- (3) 事業者が、専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体の記録媒体を製作し、供給する義務を負う消費者契約について、第1項第1文及び第2文の規定にかかわらず、瑕疵の場合の権利に関する第433条第1項第2文、第434条から第442条、第475条第3項第1文、同条第4項から第6項、第476条及び第477条は、適用しない。第1文により適用されない規定は、第3章第2a節の規定がこれに代わる。
- (4) 事業者がデジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品を製作する義務を負う消費者契約について、第2項による適用除外は、契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。事業者がデジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品を供給する義務を負う消費者契約について、前項による適用除外は、契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。

Ⅱ 民法施行法の変更

民法施行法 (1994年9月21日公布 (BGBl. I S. 2494;1997 I S. 1061)、2020年7月10日の法律 (BGBl. I S. 1642,1870) により最終改正) 第229款に次の [公布時に使用可能な条数] を追加する:

…条

デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給の契約法上の一定の側面に 関する指令国内法化についての法律の経過措置

- (1) デジタル製品の供給を目的とする2022年1月1日以降に締結された消費者 契約について、2022年1月1日から施行する民法及び差止訴訟法の規定のみを適 用する。
- (2) 第3項に別段の定めがない限り、2022年1月1日より前に締結されたデジ タル製品の供給を目的とする消費者契約については、2022年1月1日から施行す る民法及び差止訴訟法の規定は、当該契約に基づく供給が2022年1月1日以降に 生じる場合に適用する。
- (3) 民法第327r条は、デジタル製品の供給を目的とし、かつ、2022年1月1日 以降に締結される消費者契約に適用する。
- (4) 民法第327t 条及び第327u 条は、2022年1月1日以降に締結される契約に適 用する。

Ⅲ 差止訴訟法の変更

差止訴訟法(2002年8月27日公布(BGBI, IS, 3422, 4346)、2020年11月26日の 法律(BGBl. I S. 2568) により最終改正) 第2条第2項第1文第1号は、次のよ うに変更する:

- 1. b の後に次の c を追加する:
- c) デジタル製品に関する消費者契約
- 2. これまでのcからiまでは、dからiまでとなる。

IV 施行

この法律は、2022年1月1日に施行する。

[付記]

脱稿後、2021年6月24日に、連邦議会において、本政府草案に一部修正を加えた 法律案(BT-Drucksache 19/30951)が可決・成立した。用語の変更のほか、内容 に関わる修正点もみられるが、草案理由書の検討を含め、他日を期したい。

なお、脱稿後、古谷貴之「ドイツにおける EU デジタルコンテンツ指令の国内 法化」産大法学55巻2号(2021年)373頁に接した。

92 愛知学院大学論叢法学研究第62巻第3・4号

本研究は、消費者庁国際消費者政策研究センターにおけるプロジェクト「デジタル社会における消費者法制の比較法研究(国際共同研究)」の一部である。